

東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクール実施規定

(総則)

第1条 東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクールは、東京都職場吹奏楽連盟・東京都一般吹奏楽連盟が共同で主催し、東京都吹奏楽コンクールの予選大会として実施する。実施規定は全日本吹奏楽連盟コンクール実施規定に準拠する。

第2条 実施会場は、実施の前年度に東京都職場吹奏楽連盟常任理事会および東京都一般吹奏楽連盟第1事業部会によって定める。

(参加資格および参加人数)

第3条 参加団体は、東京都職場吹奏楽連盟または東京都一般吹奏楽連盟の加盟団体とする。

第4条 1加盟団体から1楽団のみの参加とする。

第5条 参加人員は、65名以内とする。

但し、指揮者はこの人員に含まれない。

第6条 参加団体は、定められた期日までに参加団員の名簿を提出すること。

第7条 参加団員は以下のいずれの項目にも抵触しないこと。

- ① 提出された名簿の団員以外の出場は認めない。
- ② 他部門（中学・高校・大学）の東京都大会予選およびその他の地区大会予選に参加する団員の出場は認めない。
- ③ 加盟団体の団員以外（エキストラ等）の出場は認めない。
- ④ 職業演奏家の参加は認めない。

第8条 参加団体は、定められた参加費を期日までに納入すること。また、連盟費の納入が完了していること。

(演奏)

第9条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

2. 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。但し、楽器の持ち換えは認める。

第10条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは、1団体とする。

2. 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第11条 参加団体の資格に疑義があるときは出場を停止させる。または入賞を取り消すことがある。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第12条 課題曲はスコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。但し、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認める。

第13条 出場団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲のスコアに記載された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

2. 演奏順序は課題曲、自由曲の順とする。
3. 第1項なお書きの取扱いについては別途定める内規による。

第14条 課題曲はその年度ごとの全日本吹奏楽連盟にて指定された曲とする。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受け、その許諾書のコピーを参加申込書とともに提出すること。

- (注)
- 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
 - 2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

第16条 課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの演奏時間は12分以内とする。

第17条 演奏時間が前条に定める時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第18条 出演順序は毎年参加団体打ち合わせ会において抽選で決定する。

(審査)

第19条 審査員は東京都職場吹奏楽連盟常任理事会および東京都一般吹奏楽連盟第1事業部会が推薦し、東京都一般吹奏楽連盟常任理事会の承認を経て大会委員長が委嘱する。

2. 審査員の数は原則として5名とする。
3. 審査方法は東京都職場吹奏楽連盟理事会および東京都一般吹奏楽連盟理事会の定める審査内規による。

第20条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(部門代表)

第21条 参加団体の中から、以下の12団体を東京都吹奏楽コンクールに部門代表とし

て推薦する。

- ① 東京都職場吹奏楽連盟所属団体の中で最も高い順位を得た団体
- ② 東京都一般吹奏楽連盟所属団体の中で最も高い順位を得た団体
- ③ 上記①②の除く団体で上位10位までの順位を得た団体

(その他)

第22条 コンクール実施にあたって東京都職場吹奏楽連盟常任理事会および東京都一般吹奏楽連盟常任理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 その他開催上の実施細目については東京都職場吹奏楽連盟常任理事会および東京都一般吹奏楽連盟第1事業部会が定める。

第24条 この規定は東京都職場吹奏楽連盟理事会および東京都一般吹奏楽連盟理事会の議決により改定することができる。

(付則)

1. この東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクール実施規定は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改定 平成24年6月21日 (第13条)
3. 改定 平成25年4月4日 (第10条、第12条、第13条)
4. 改定 平成25年7月9日 (第3条)